

水際対策強化に係る新たな措置（28）について

水際対策強化に係る新たな措置（28）について、一部の国・地域からの入国者について、入国時検査及び自宅等待機が不要となります。

詳細は下記の厚生労働省HPをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941163.pdf>

【お問い合わせ先】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000

（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）

一部のIP 電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話：03-3501-5925（直通）